

公立保育所の民間移管について

- さいたま市では、今後の公立保育所のあり方について、「さいたま市 公立保育所のあり方に関する基本方針」（以下「基本方針」といいます。）を策定しました。
- 「基本方針」は、令和 10 年度以降、公立保育所の再編と機能向上を推進し、新たに公立保育所が地域の子ども・子育ての支援と民間保育所等の支援の役割を担うことで、市全体の保育の質の向上を目指す指針となるものです。

1. 基本方針について

- 公立保育所を「基幹型公立園」、「一般型公立園」、「民間移管等園」に分類し、再編と機能向上を実施します。

基幹型公立園	公立保育所として継続し、保育に加えて地域の保育所の基幹として地域支援と民間支援等の機能を新たに担う園
一般型公立園	公立保育所として継続する園
民間移管等園	将来的に民間に運営を移管する園

- 公立保育所の再編と機能向上は、令和 10 年度から実施します。「民間移管等園」に分類される公立保育所につきましては、令和 10 年度以降、毎年度 3 園程度ずつ民間移管を行う予定です。

2. 公立保育所の民間移管について

- 令和 10 年度に民間移管を行う園は下記の 3 園です。

区	園名	所在地
見沼区	東大宮保育園	見沼区 丸ヶ崎町 13-13
中央区	下落合保育園	中央区 上落合 1-5-3
浦和区	東仲町保育園	浦和区 東仲町 28-16

- 公立保育所の民間移管にあたっては、運営事業者の公募により、しっかりとした運営ができる法人の選定を行うとともに、公民あわせた引継ぎ保育等により、丁寧な引継ぎを行うなど、移管前の公立保育所の保育の質を維持した上で実施します。
- 令和 10 年度の民間移管までのスケジュールは下記のとおりを予定しています。
 - 令和 7 年 11 月頃～ 運営事業者の公募開始
 - 令和 8 年 8 月頃 運営事業者の決定
 - 令和 9 年 4 月～ 引継ぎ保育の実施
 - 令和 10 年 4 月～ 民間移管
- 令和 11 年度に民間移管を行う園は、令和 7 年度中の公表となる予定です。（その後、毎年度、順次公表を予定しています。）

3. 公立保育所の入所について

- 「基幹型公立園」及び「一般型公立園」は令和 10 年度以降も引き続き公立の保育所となります。
- 今後、「民間移管等園」に入所する園児は、通園している園が在園中に民間移管となる可能性があります。
- 在園中に民間移管が行われることを避けたい場合は、「基幹型公立園」又は「一般型公立園」の入所をご検討ください。
- なお、「民間移管等園」のうち、民間移管の時期が決定した園からの転園を希望する場合は、転園の際の加点の対象となります。

4. お問い合わせ先

さいたま市 子ども未来局 子育て未来部
保育課 保育企画係
TEL 048-829-1865
FAX 048-829-2516
メール hoiku@city.saitama.lg.jp

★さいたま市 WEB サイトも
あわせてご覧ください。



公立保育所民間移管に関するQ & A

質問：なぜ公立保育所を再編して、民間移管を進めなければならないのですか？

回答：

- 多様な保育ニーズや保育環境の変化に対応していくため、本市では「公立保育所のあり方に関する基本方針」を策定し、公立保育所の機能向上により、地域の子育て家庭の支援や民間保育所の支援等を強化し、本市の子育て環境の充実や、民間保育所等も含めた市全体の保育の質の向上を目指しております。
- 限られた人員等の保育資源の中で、公立保育所の機能向上を行い、地域の子育て支援や民間保育所の支援等を強化していくためには、民間において実施可能な保育の提供等の一部を民間に任せながら、公立保育所の再編による保育資源の集約を行っていく必要がありますので、一部の公立保育所を民間移管するものです。

質問：公立保育所の運営を引き継ぐ事業者は、どのように決めるのですか？

回答：

- 公立保育所の民間移管にあたっては、運営事業者の公募により、しっかりとした運営ができる法人を選定してまいります。
- 事業者の選定に際しては、客観性と専門性を確保する観点から、主に保育等に関する学識経験者等により構成する、事業者選定委員会を立ち上げる予定です。
- 事業者選定委員会において、審査基準や審査方法等を審議した上で決定し、決定した審査基準等に基づき、選定委員会において事業者の選定を行います。

質問：民間移管をすると、公立保育所の時と比べて保育の質が下がることはありませんか？

回答：

- 事業者を選定する際に、公立保育所で実施してきた保育の質を維持することを観点として選定を行ってまいります。
- 民間移管後も、これまで公立保育所で受入れを行っていた育成支援児の受入枠の維持など、公立保育所の保育の質を維持した上で、さらに民間ならではの特色をプラスしていきます。
- また、民間移管後も、市による定期的なフォローアップを行い、民間事業者の運営にもしっかりと関与していきます。

質問：民間移管後、担任の先生はどうなりますか？

回答：

- ・ 民間移管後は、新たに公立保育所の運営を引き継ぐ事業者の先生に変わります。
- ・ なお、移管の前年には引継ぎ保育を行い、新しい先生との十分な引継期間を設けて、丁寧な引継ぎを行っていきます。

質問：引継保育はどのように行っていくのですか？

回答：

- ・ 民間移管の前年に、1年間の引継保育期間を設けて、新しく園長となる予定の先生をはじめとして、公立保育所の先生と一緒に保育をしながら、一人一人の子どもや家庭の状況まで、丁寧に引継ぎを行います。
- ・ 詳細は現在検討中となりますが、年の前半は園長先生や主任保育士となる予定の先生、年の後半頃には各クラスの担任となる予定の先生と一緒に保育を行うなど、徐々に先生の人数や回数を増やしていくかたちでの実施などを検討しています。
- ・ また、引継保育の期間中に、民間移管後の園の運営等に関して、保護者の皆様との意見交換の機会も随時取り入れていきたいと考えています。

質問：園の決まりごとや、用意する持ち物などは変わりますか？

回答：

- ・ 民間移管により大幅に変わることはございませんが、細かい点などは若干変更となる可能性もございます。
- ・ 運営を引き継ぐ際に、保護者の皆様にもご意見等を伺いながら、スムーズに引継ぎを行ってまいります。

質問：民間移管が決定した園は、今後、園児の受入は中止するのですか？

回答：

- ・ 民間移管が決定しても、園児の受入れ中止は行いません。
- ・ 園児は在園したまま民間移管を行いますので、移管の前年には引継ぎ保育を行い、丁寧に引継ぎを行っていきます。

質問：令和 10 年度に民間移管する園は、どのような理由で決めたのですか。

回答：

- 令和 10 年度に民間移管する園については下記の点を考慮して決めたものです。
 1. 0 歳児クラスが無い園であること
(令和 5 年 9 月の基本方針公表時点で在園していた園児が、令和 10 年度の移管時点まで在園していないこと)
 2. 現園舎の譲渡又は新園舎整備等の施設整備が可能であること
 3. 地域（旧市エリア）の偏りが無いこと